

ふじみ野市立産業文化センター条例新旧対照表

改正案					現行																																		
<p>(利用料金の免除)</p> <p>第15条 指定管理者は、公用に供し、又は災害その他市長が特別に認め たときは、前条に規定する利用料金を免除することができる。</p> <p>第16条～第19条 (略)</p> <p>別表(第14条関係)</p> <p>施設基本利用料金</p> <p>(単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用区分</td> <td>午前9時～ 正午</td> <td>午後1時～5 時</td> <td>午後6時～9 時30分</td> <td>午前9時～午 後9時30分</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>					時間区分	午前	午後	夜間	全日	利用区分	午前9時～ 正午	午後1時～5 時	午後6時～9 時30分	午前9時～午 後9時30分	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>第15条～第18条 (略)</p> <p>別表(第14条関係)</p> <p>施設基本利用料金</p> <p>(単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用区分</td> <td>午前9時～ 正午</td> <td>午後1時～5 時</td> <td>午後6時～9 時30分</td> <td>午前9時～午 後9時30分</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>					時間区分	午前	午後	夜間	全日	利用区分	午前9時～ 正午	午後1時～5 時	午後6時～9 時30分	午前9時～午 後9時30分	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
時間区分	午前	午後	夜間	全日																																			
利用区分	午前9時～ 正午	午後1時～5 時	午後6時～9 時30分	午前9時～午 後9時30分																																			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																			
時間区分	午前	午後	夜間	全日																																			
利用区分	午前9時～ 正午	午後1時～5 時	午後6時～9 時30分	午前9時～午 後9時30分																																			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																			
<p>備考</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 <u>利用者が連続して複数の時間区分において施設を利用する場合は、各時間区分の間の時間も当該施設を利用することができるものとし、当該時間については、利用料金を徴収しない。</u></p> <p>9 (略)</p>					<p>備考</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 <u>午前と午後又は午後と夜間にわたって利用する場合は、それぞれの中間時間の利用料金を徴収しない。</u></p> <p>9 (略)</p>																																		